

# 最近の年金関連トピックス

---

平成29年10月

# 目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 平成29年3月末の年金財政状況	
1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等	… 4
2. 厚生年金基金関連	
2-1. 平成28年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:5.47%(告示改正)	… 12
2-2. 平成29年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年14.93%(告示改正)	… 14
3. 企業年金制度改正に関する動き	
3-1. 第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について	… 17
3-2. 確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について	… 19
3-3. 確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する政省令案に関する意見募集について	… 23
4. 退職給付会計関連	
4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)	… 27
4-2. 年金費用、増益要因に	… 30
4-3. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開その3	… 31
4-4. 企業年金債務、8年ぶり減	… 32
4-5. 財務戦略としての退職給付の積立(1)～積立不足の多くは退職一時金部分～	… 33
4-6. 財務戦略としての退職給付の積立(2)～積立不足解消に積極的でない背景～	… 34
4-7. 財務戦略としての退職給付の積立(3)～資金余剰下における資金の活用～	… 38
4-8. 財務戦略としての退職給付の積立(4)～退職給付信託による積立～	… 36
5. その他	
5-1. 個人型DC(iDeCo)の加入者数の増加について	… 38
5-2. 厚生労働省「無期転換ルール取組促進キャンペーン」始まる	… 39
6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成29年7月～平成29年9月)	

※ 平成29年7月～平成29年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 本資料掲載のトピックス

## 《上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)》 ⇒ P.24

本号では、2016年度の退職給付関連数値を集計(P27参照)し、その集計結果を基にいくつかの考察を試みています。その中で特に指摘しておきたい点は、金利低下に伴う負債の拡大基調が概ね終了したと考えられる点です。

マイナス金利が実現するに至って金利は下限に近づいた感があります。また、すでに2016年度において割引率の平均は0.54%まで低下しており、重要性基準を適用している企業であれば、現状の水準を維持することができるかもしれません。また、ASBJで行われている割引率の議論(P31参照)の結果、マイナスの割引率で設定することになったとしても、マイナス幅がそれほど大きくなるとは思えませんし、いずれにせよ、今後、金利を原因とした退職給付債務の大幅増加は想定されません(P32参照)。

退職給付会計導入以降、金利低下で退職給付債務が増加し、企業は拡大する積立不足に後追いで対応することを余儀なくされてきました。今後は、退職給付債務が安定的に推移する中で、積立てや運用の戦略を検討していくことが必要となってきます。

そうした課題の1つが、退職一時金の積立です。上場企業の平均積立比率(年金資産/退職給付債務)は75%ですが、積立型に限れば96%とほぼフル積立です。つまり、積立不足の多くは非積立型の退職一時金と考えられます。退職一時金に積立義務はありませんが、余剰資金の活用という財務戦略の観点からは積立が効果的と考えられます(P33以降参照)。

もちろん、年金制度で積立不足があれば解消をする必要があります。加えて、DB年金に関しては、リスク対応掛金という新しい積立手段が用意されたため、資金の効率的活用等の観点から、この新しい方法を選択することも想定されます。

## 《厚生労働省「無期転換ルール取組促進キャンペーン」始まる》 ⇒ P.36

平成25年4月に施行された「無期転換ルール」については、平成30年4月の本格実施まで半年余りとなりました。「無期転換ルール」においては、無期転換の要件を満たした労働者が無期労働契約への転換を申し出た場合、雇用主はこれを拒むことはできないとされているため、各企業においては無期転換に関する人事制度の検討や就業規則等諸規定の整備等の対応が必要となる場合があります。そのため、厚生労働省は「無期転換ルール」を事前に周知し、各企業での対応をサポートするため、9月1日～10月31日までの「無期転換ルール取組キャンペーン」を開始しました。

無期転換後の対応としては、「直前の有期雇用契約時と同一の労働条件を適用する」、「新たな社員区分を設ける」、「正社員への転換」の3つが考えられます。もし、何も対応をとらなかった場合、無期転換後の労働契約は有期雇用契約時と同一の労働条件が適用されますので、有期雇用契約に定年の定めがなかった場合、無期雇用契約に転換後にも定年の定めがない労働契約となる等の問題が発生する可能性があります。

今後、人口減少による労働力不足が懸念される中、無期転換ルールの対応にあたっては、優秀な人材を確保するという観点から、新たな社員区分を設けたり、正社員化する企業も増えています。これ以外にも、政府は労働力不足へ対応するため、一億総活躍社会の実現に向けて、「働き方改革」を推進しており、今後、「同一労働同一賃金」や「高齢者の就業促進」などが進められていきます。各企業においては、将来的な労働力不足への対応を考える必要があり、従業員のモチベーション向上につながる人事制度や処遇、退職金制度を検討していくことが重要です。

# 1. 平成29年3月末の年金財政状況

---

## 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

- 継続基準の積立水準の平均は、1.22  
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直し不要
- 非継続基準の積立水準の平均は、1.39  
約9割のDB年金は非継続基準による追加掛金計算不要

三菱UFJ年金ニュースNo.442 (7/10)

- 平成29年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金345件（基金型143件、規約型202件）について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内致します。  
（全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください）
- 継続基準の積立水準※1の平均⇒1.22  
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直しは必要ありませんでした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均⇒1.39  
87.5%のDB年金が非継続基準による追加掛金計算が必要ありませんでした。

※1 純資産額／責任準備金

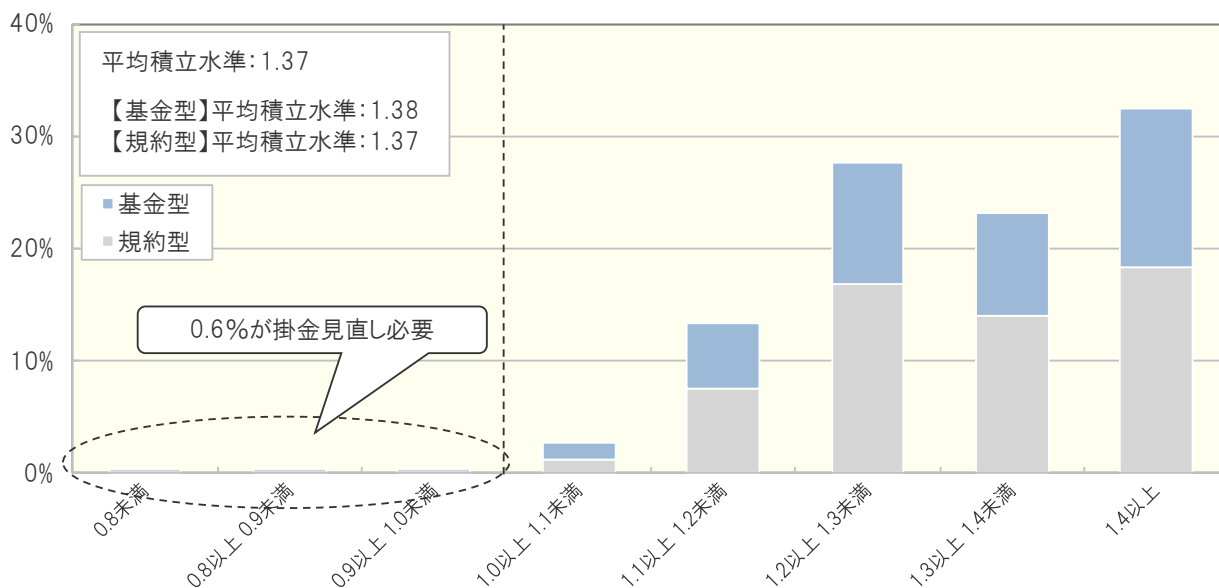
※2 純資産額／最低積立基準額(未認識控除後)

# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

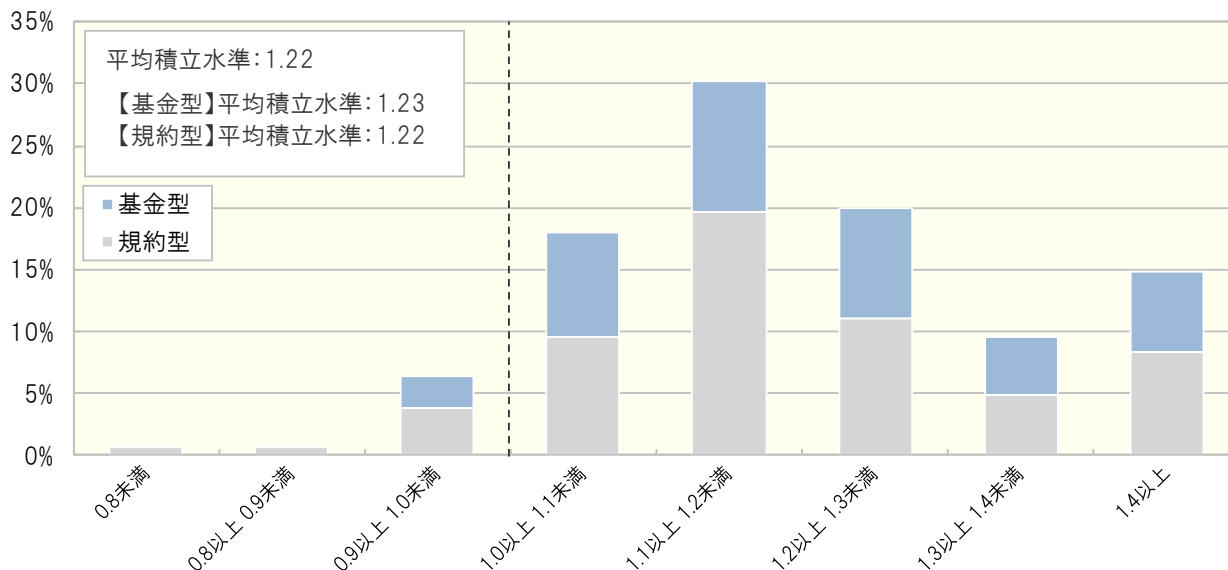
## 1. 継続基準の積立水準分布

- (1)の「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0未満であれば、責任準備金確保のため、掛金の見直しが必要です。
- (2)の「純資産額／責任準備金」が1.0未満の場合は継続基準に抵触していますが、「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0以上であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。
- (3)の「純資産額／数理債務」が高い場合、積立不足が小さく、財政上の健全度が高いと言えます。

### (1) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金

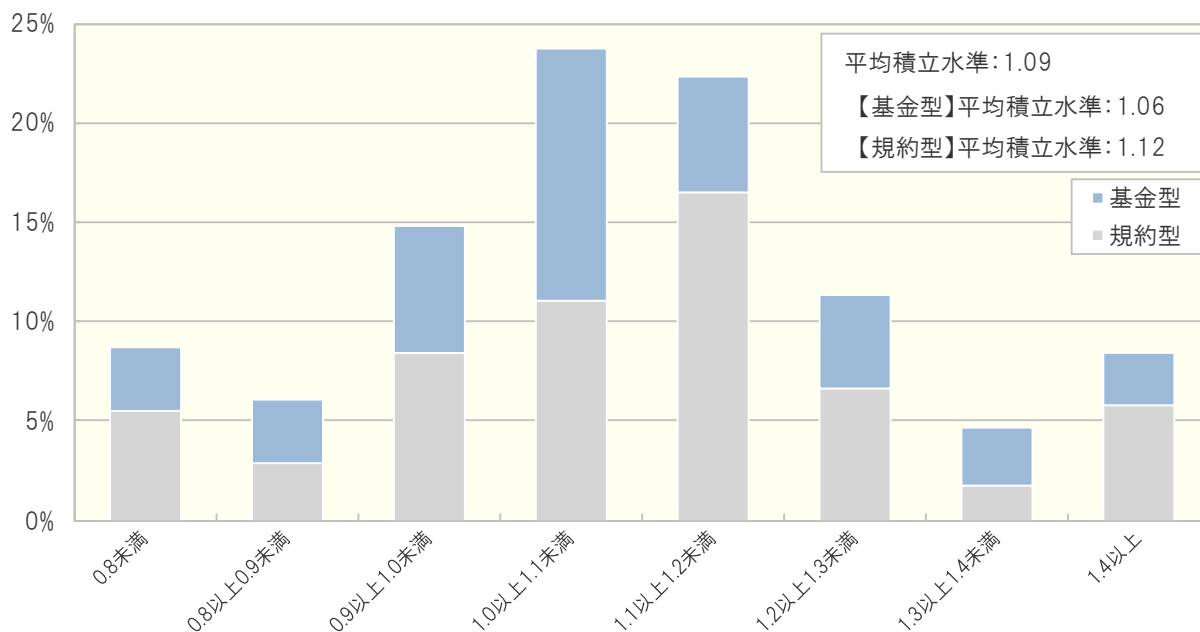


### (2) 純資産額／責任準備金



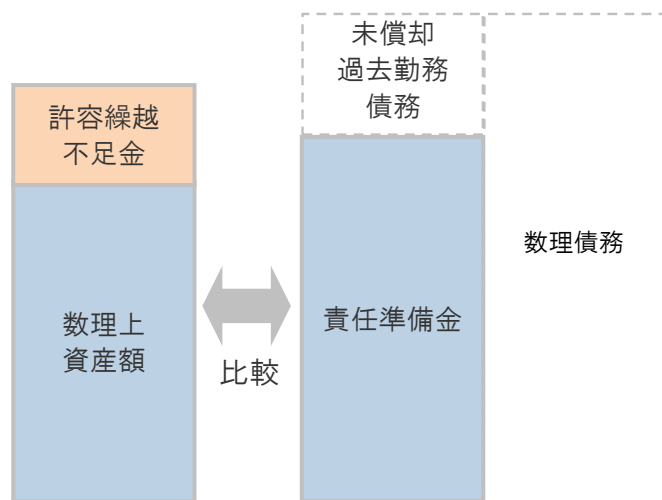
# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

## (3) 純資産額／数理債務

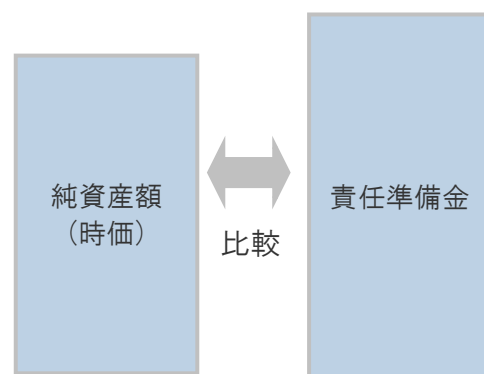


### 【ご参考】 継続基準の財政検証

(1) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金



(2) 純資産額／責任準備金

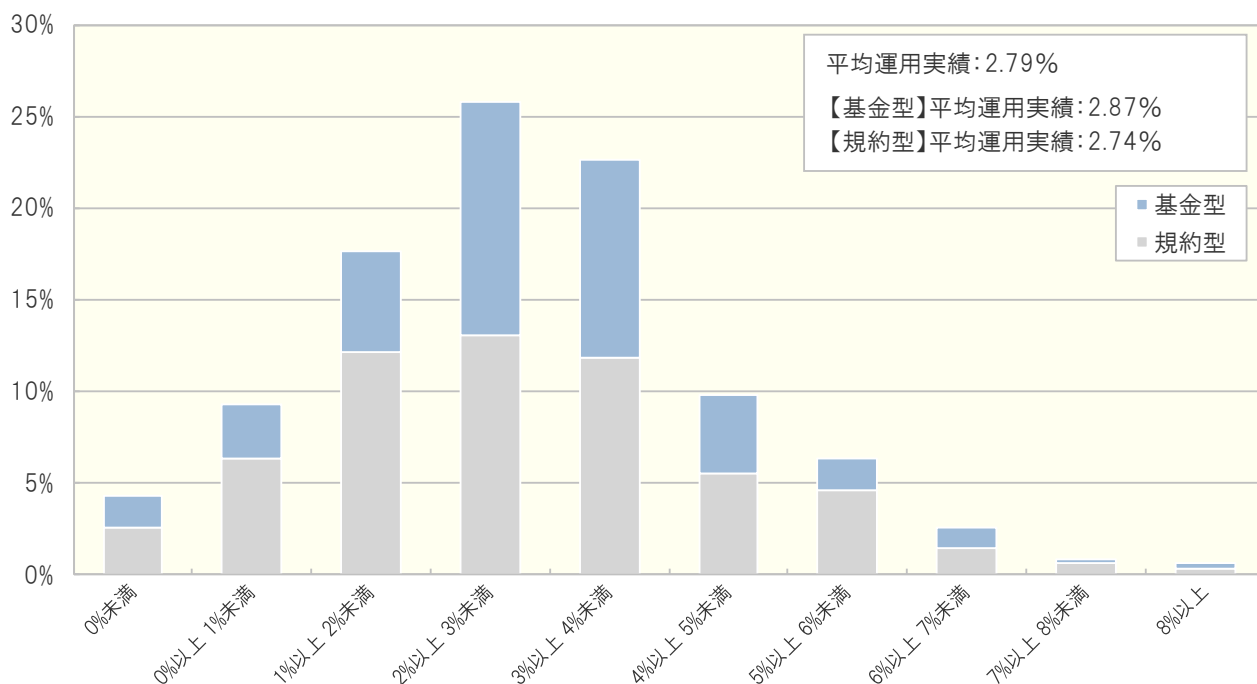


$$\text{責任準備金} = \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務}$$

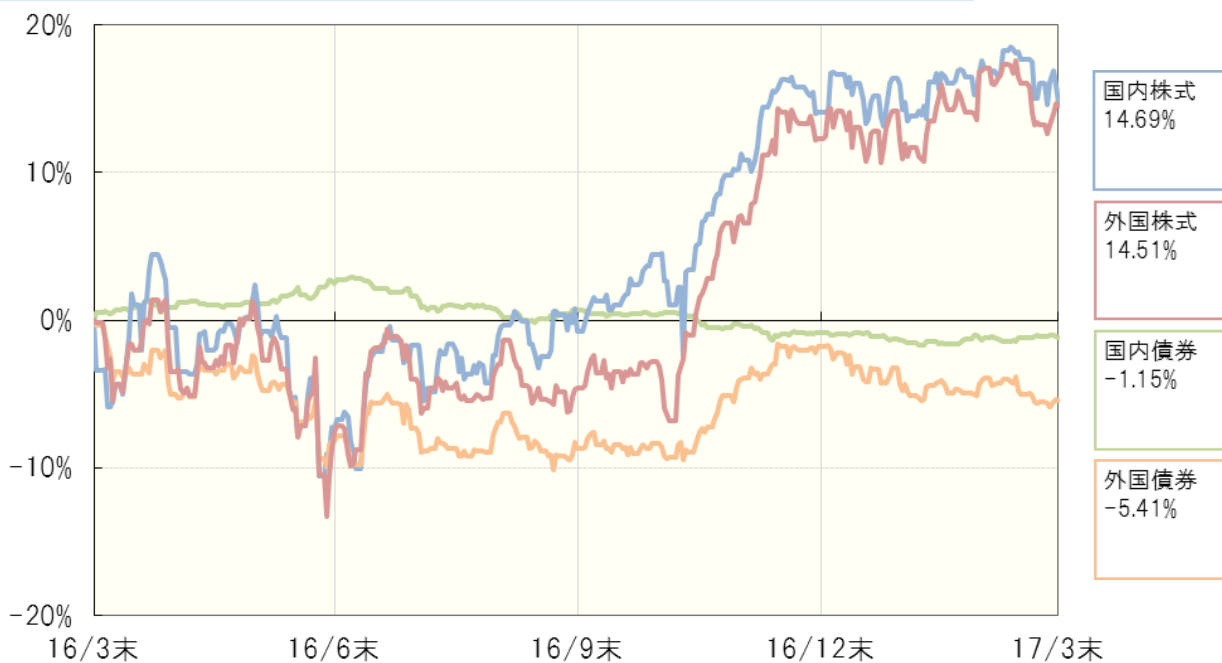
# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

## 2. 運用実績(時価ベース利回り)

- 運用実績は各制度のポートフォリオ等によってばらつきが生じることがあります。



### 【ご参考】累積市場収益率(平成28年4月～平成29年3月)



市場インデックスは、以下の通りです。

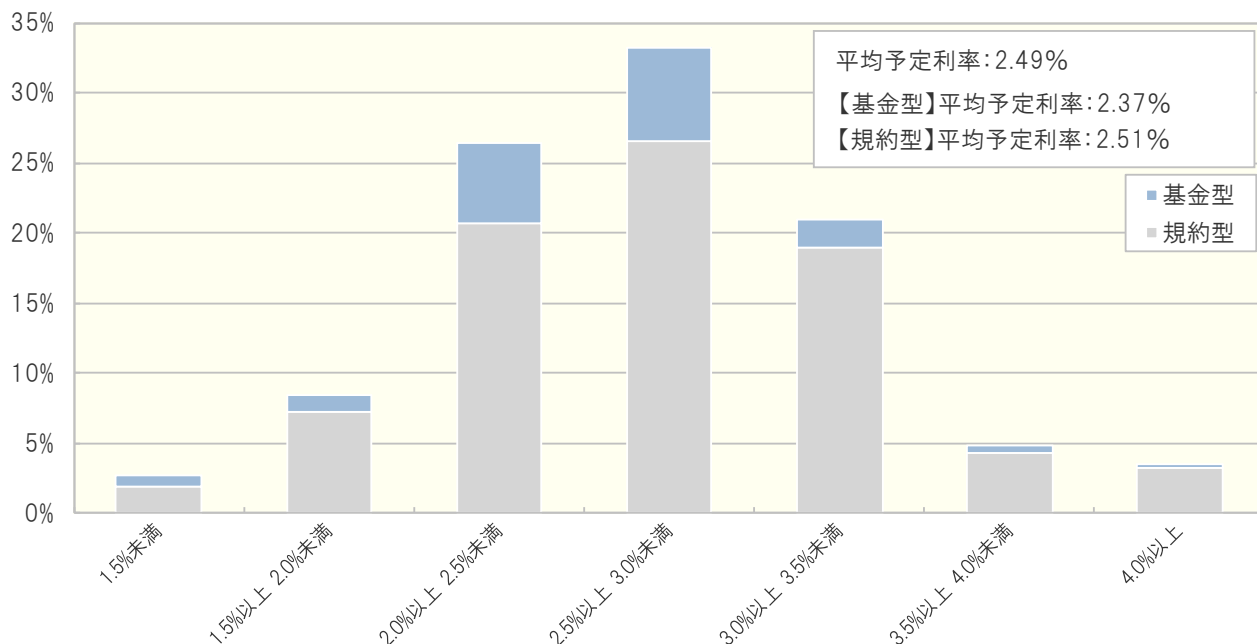
- ・国内債券: NOMURA-BPI(総合)
- ・国内株式: TOPIX(配当込)
- ・外国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ・外国株式: MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)



# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

## 3. 継続基準の予定利率

【集計対象：過去1年間の決算先】

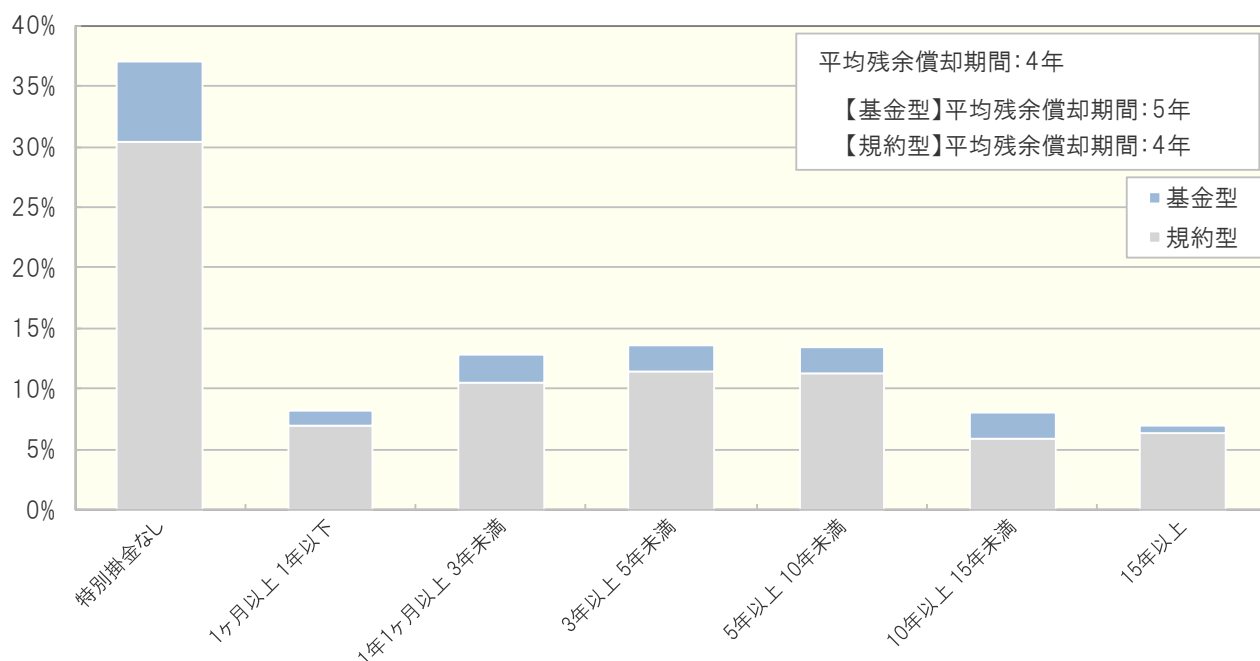


※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。

## 4. 特別掛金の残余償却期間

【集計対象：過去1年間の決算先】

- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受けやすくなります。



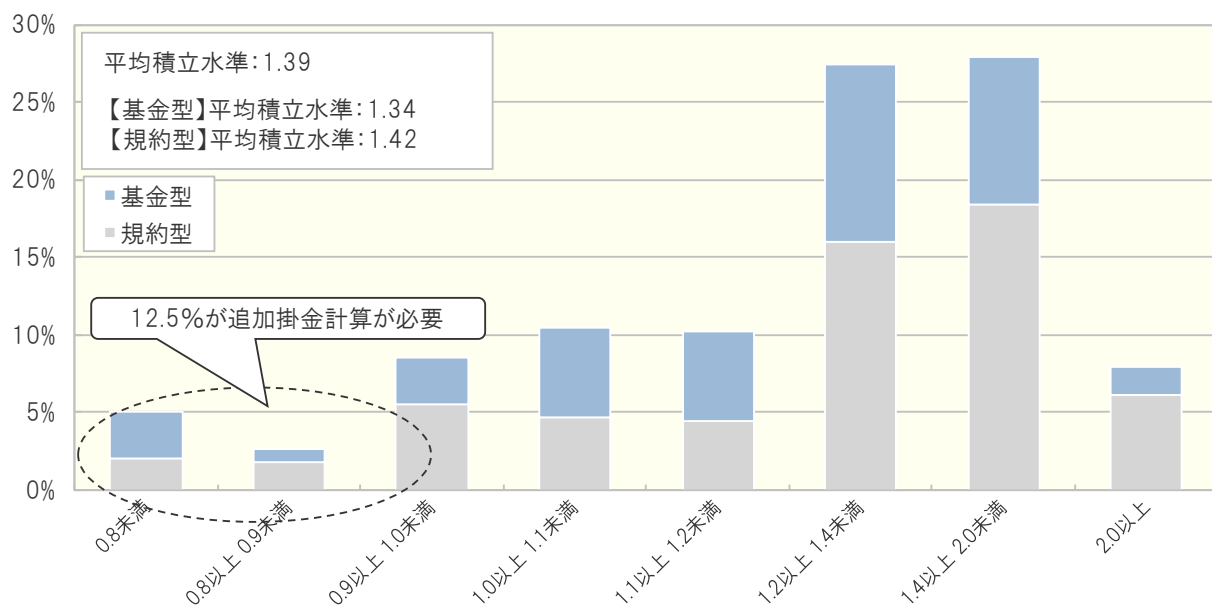
※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

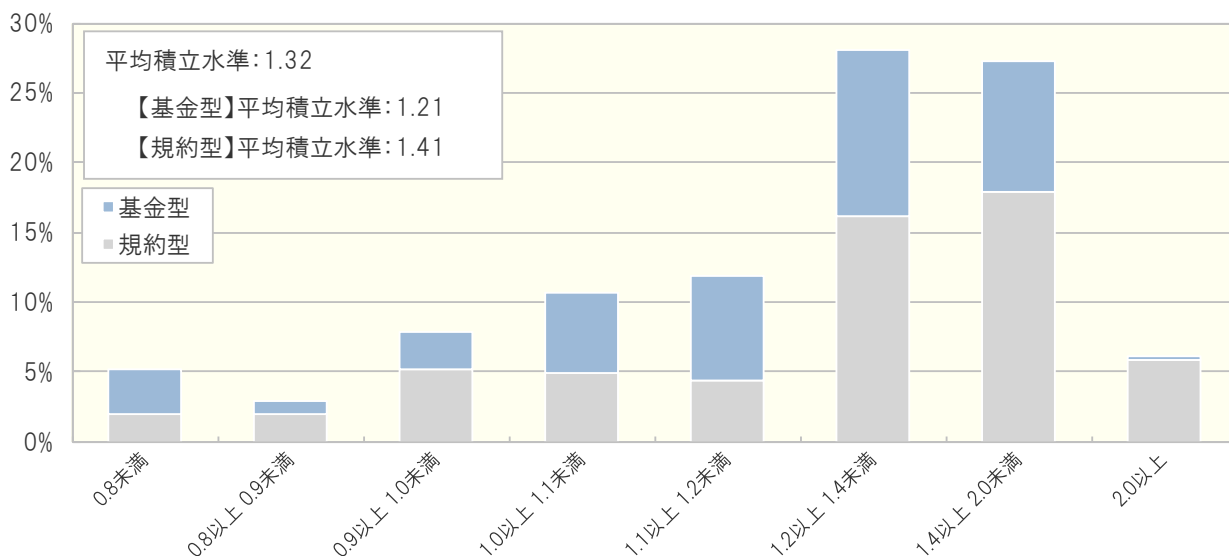
## 5. 非継続基準の積立水準分布

- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.9未満の場合は非継続基準に抵触します。
- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.9以上1.0未満の場合は過去3事業年度の積立水準も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行います。
- 「未認識額」とは適格年金から権利義務移転した場合等の経過措置(激変緩和措置)により最低積立基準額から控除できる額のことです。
- (2)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)」は、上記経過措置分の債務も加算した本来的な債務に対する積立比率です。

### (1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)



### (2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)



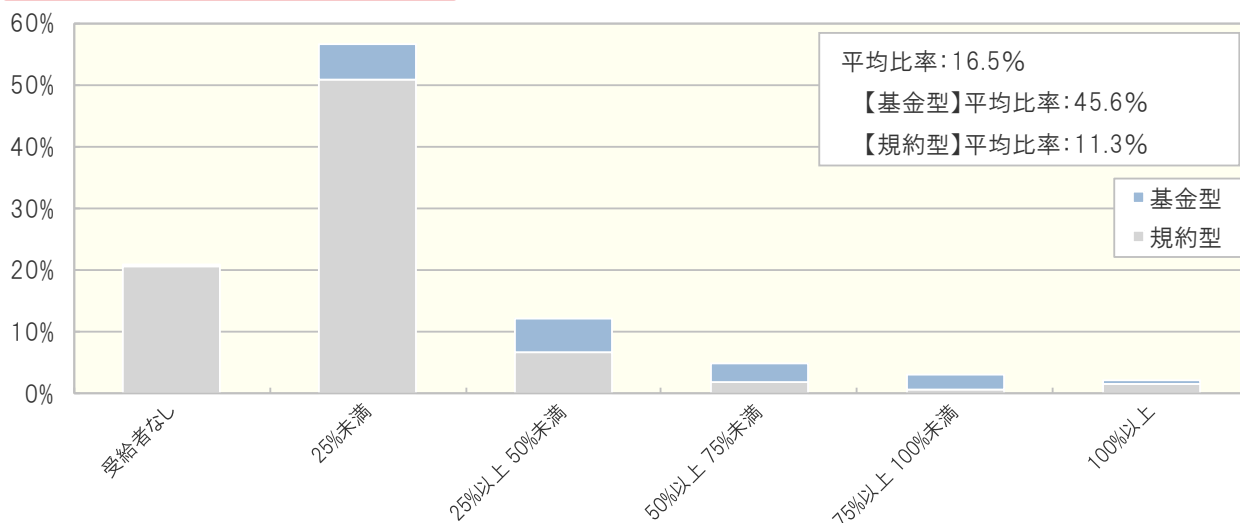
# 1-1. DB年金の平成29年3月決算積立状況等

## 6. 成熟度に関する指標

【集計対象：過去1年間の決算先】  
（標準掛金がゼロの先を除く）

- ・ 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象です。
- ・ 成熟度を見るポイントとしては、毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）があります。
- ・ 以下では成熟度を見るための代表的な指標をご案内します。

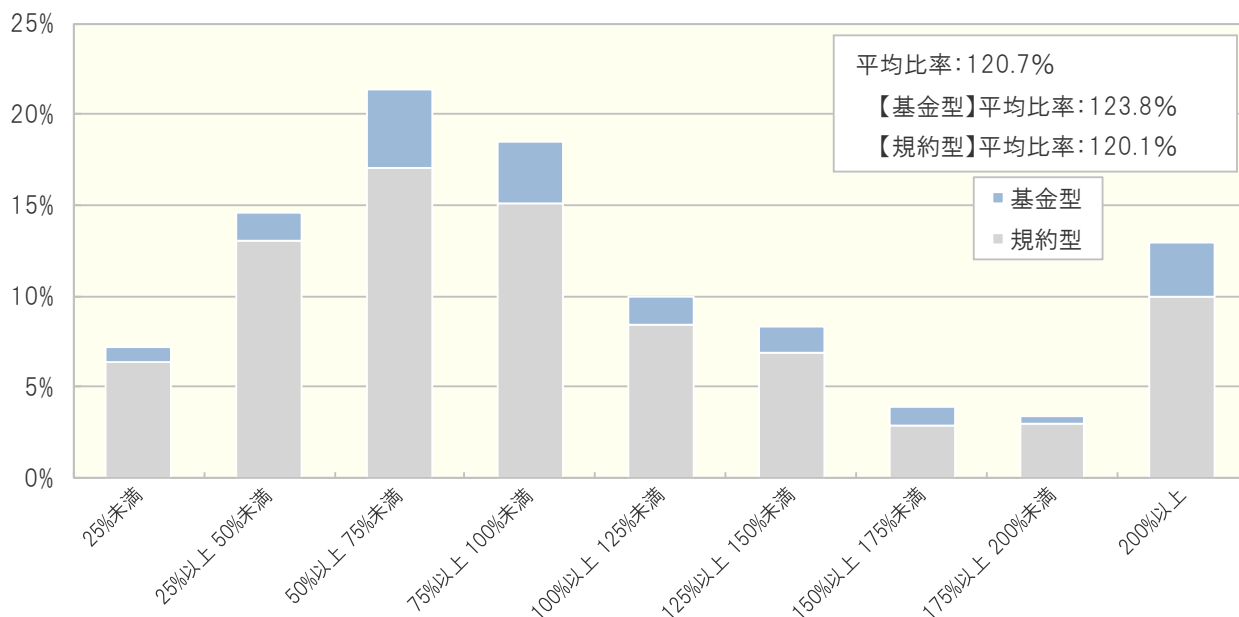
### (1) 受給者数／加入者数



### (2) 給付額※1／掛金額※2

※1 給付額＝一時金給付額＋年金給付額（発生ベース）

※2 掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金（発生ベース）



(注) 以下の平均値は、今回ご報告の決算月の2ヶ月前から過去1年間を対象期間として、弊社総幹事先DB年金の決算時の数値を集計しています。

- ・「3.継続基準の予定利率」の「平均予定利率」
- ・「4.特別掛金の残余償却期間」の「平均残余償却期間」
- ・「6.成熟度に関する指標」の「平均比率」

## 2. 厚生年金基金関連

---

## 2-1. 平成28年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:5.47%(告示改正)

- 平成28年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は5.47%

三菱UFJ年金ニュースNo.445(8/28)

### ポイント

- 今般、厚生労働省告示が改正され※、最低責任準備金(期ズレなし)の平成28年度における付利率(=最低責任準備金(期ズレあり)の平成30年1月~12月における付利率)が5.47%とされました。

### 厚年基金への影響

- ✓ 今般の告示改正は、平成28年度の厚年本体利回りが5.47%に確定したことを受け、以下の利回りが5.47%となることを定めるものです。
  - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り(平成28年度分)
  - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の算出に用いる利回り(平成30年分)
- ✓ 平成28年度末時点で存続している厚生年金基金においては、これまで告示に記載されていた平成28年度の四半期毎の利回りは適用せず、今般告示された利回りを適用します。(平成29年1月31日以後に解散・代行返上の認可を受けた基金も同様)
- ✓ 平成29年1月30日以前に解散・代行返上の認可を受けた基金には、平成28年度の四半期毎の利回りを適用します。(各四半期の利回りは[三菱UFJ年金ニュースNo.434](#)を参照)
- ✓ 8月10日付[三菱UFJ年金ニュースNo.443](#)で既報の内容は、平成28年度財政決算の対応を告示改正に先んじて進めるため、厚年本体利回りの公表をお知らせしたものです。

## 2-1. 平成28年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:5.47%(告示改正)

### 厚年基金の財政決算への影響

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	—	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—	5.47%	—	—

今回確定分

## 2-2. 平成29年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率:年14.93%(告示改正)

- 平成29年4～6月の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は年率14.93%に

三菱UFJ年金ニュースNo.446(9/12)

### ポイント

- ▶ 今般の告示改正※1により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成29年4月～6月における利回りが14.93%(年率)※2とされました。
- ▶ 当該利回りは、平成29年4月30日から平成30年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- ▶ 平成30年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成29年度の利回り(平成30年8月公表予定)が適用される予定です。

※1 平成29年9月8日付厚生労働省告示第294号(平成26年厚生労働省告示第95号の一部改正)

※2 GPIFの平成29年度第1四半期の期間収益率3.54%を年率換算したもの

## 2-2. 平成29年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率:年14.93%(告示改正)

### 最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—			—	—	—
平成10年度	4.15%	—			—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%			(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%			4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%			3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%			3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%			1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%			0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%			4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%			2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%			6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%			3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%			▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%			▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%			7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%			▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%			2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%			9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%			8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%			11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	4月～6月 14.93%	7月～9月 —	10月～12月 —	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—			5.47%	—	—

今回確定分



### **3. 企業年金制度改革に関する動き**

---

## 3-1. 第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について

- 第19回社会保障審議会企業年金部会の開催
- DC法改正に関する報告書は概ね了承
- DBのガバナンスに関する事務局案に修正案提出

～以下、メールマガジン「第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について(6/30)」転載～

本日(6月30日)、第19回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。昨年6月14日に開催後、1年ぶりの開催となりました。主な内容は以下のとおりです。

### 1「DC法等の一部を改正する法律の施行について」

確定拠出年金の運用に関する専門委員会でもとめられた「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」が提示され承認されました。今後、報告書を基に商品提供数を35本とすることやデフォルトファンドの基準等について、政省令が整備される予定です。

### 2「DBのガバナンスについて」

第18回の企業年金部会で提示された事務局案に対して以下のような修正案が提示されました。

#### 【総合型DB基金に関するガバナンス強化】

##### (1)代議員の選任のあり方

選定代議員の数は事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする。なお、基金の設立事業主の9割以上が所属する当該DBと異なる組織体であって以下のいずれにも該当するものが存在する場合には適用しない。

ア)当該組織体は事業主に対して総合型DB基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その活動実績が確認できる

イ)総合型DB基金における方針決定に先立って、当該組織体は、総合型DB基金の方針を組織決定している

ウ)当該組織体は、総合型DB基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、今後の対応を必要に応じて検討する体制が内部の委員会規定・定款等に定められ、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる

##### (2)会計の正確性の確保

年金経理の資産総額20億円超の総合型DB基金について、会計監査または公認会計士による合意された手続き(AUP)\*を受けることとする。

\*公認会計士との間で確認項目とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行うもの(比較的安価で実施可)

## 3-1. 第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について

### 【資産運用に関するガバナンス強化】(原則、全てのDBが対象)

- ・資産運用ガイドラインに、運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目として、「受託業務に係る内部統制の保証報告書」を追加する。

### 【加入者等への説明・開示】

- ・加入者等に当該企業の退職金制度の全体像及びその中でのDBの位置付けが分かる資料を開示する等の工夫を講ずることが望ましい旨をガイドラインに盛り込む。

### <委員からの主な意見>

- ・選定代議員数について、事業主の数が500を超える場合は50人以上となることが現実的とは思えない。また、会計監査の対象として資産額20億円超とのことだが小さすぎるのではないか、100億円超位で良いのではないか。
- ・代議員数を増やすことが本当に総合型DBのガバナンス強化につながるか疑問である。また、会計監査を義務付けた場合、基金側での作業負荷もあり、通常事務に支障をきたすおそれもある。基金側の意見も聞き、総合型DBを真に推進していくためのガバナンス強化策とすべきである。

### <今後の企業年金部会について>

- ・次回の開催時期等は明らかにされておりません。なお、当部会資料については以下をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=163664>

## 3-2. 確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

- 「確定給付企業年金法施行規則」および「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の一部改正に伴う省令案等の意見募集を開始
- 主な内容は「DB年金のガバナンス」の見直しなど

三菱UFJ年金ニュースNo.447 (9/19)

### ポイント

- 「確定給付企業年金法施行規則」および「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」等の一部改正に伴う省令案等についての意見募集<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>が開始されましたのでご案内します。
- 内容は、平成29年6月30日の第19回社会保障審議会企業年金部会に提示、承認された「確定給付企業年金のガバナンス」の見直しについてです。

### 今回開示された省令案およびガイドライン案等の概要

#### 1. 原則、全てのDBが対象となる項目

【施行日】 平成30年4月1日

項目	現行	省令案およびガイドライン案等の概要
運用の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模DB(加入者数300人未満かつ資産額3億円未満の規約型DB等)および受託保証型DBについては、策定義務なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて策定を義務化</li> </ul>
政策的資産構成割合の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定は努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて策定を義務化</li> </ul>

## 3-2. 確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

### 今回開示された省令案およびガイドライン案等の概要(つづき)

#### 1. 原則、全てのDBが対象となる項目(つづき)

項目	現行	省令案およびガイドライン案等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 選定代議員3人(理事長、理事長代理、監事)以上及び互選代議員3人(選定代議員数と同数)以上が必要</li> </ul>
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 互選代議員の選出手続きについて、あらかじめ規定を設けるなど民主的かつ適正に行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 左記に加えて、選定代議員の選出手続きについても、あらかじめ規定を設けるなど明確化すること</li> </ul>
分散投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない</li> <li>➢ ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 左記に加えて、分散投資を行わない場合は、当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、事業主は加入者へ周知すること</li> </ul>
オルタナティブ投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針に「目的、位置付けとその割合、固有リスクに関する留意事項」を定めること</li> <li>➢ オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、「組織体制、意思決定プロセス、コンプライアンス体制、監査体制」等に留意すること</li> <li>➢ 運用受託機関に対し、運用戦略内容等(リターンの源泉、リスク、運用コスト等)について説明を求め、その内容を確認すること</li> </ul>
運用受託機関の選任・契約締結	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うのが望ましい</li> </ul> <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマークを設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率との相対比較を行う等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする</li> </ul> <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮して行うものとする</li> </ul>	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 責任ある機関投資家の諸原則(日本版ステewardシップ・コード)の受け入れやその取り組みの状況、ESGに対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい</li> <li>➢ 運用受託機関が「内部統制の保証報告書」等の保証業務の提供を受けていることを定性評価項目とすることが望ましい</li> </ul> <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運用受託機関から提示を受ける収益率及びリスクは、「グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)」に馴染まない運用商品を除き、GIPSに準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算・管理されたものが望ましい</li> </ul> <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス等に留意すること</li> </ul>

## 3-2. 確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

### 今回開示された省令案およびガイドライン案等の概要(つづき)

#### 1. 原則、全てのDBが対象となる項目(つづき)

項目	現行	省令案およびガイドライン案等の概要
運用受託機関の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本版スチュワードシップ・コード関連の規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定と公表、目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告等を求めることが望ましい</li> <li>▶ 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合は、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について報告を受けることが望ましい</li> </ul>
運用コンサルタントの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる</li> <li>▶ なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある期間と締結する場合、助言の中立性・公平性の確保に十分留意する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業を行う者として登録を受けている者であること</li> <li>▶ 事業主等は、当該運用コンサルタント等の受託機関との契約関係の有無を確認すること</li> </ul>
資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい(資産運用委員会について設置義務なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資産規模が100億円以上である場合には資産運用委員会を設置すること(100億円に満たない場合についても設置が望ましい)</li> <li>▶ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は加入者等に周知すること。また、理事長等は直近の代議員会に報告すること</li> </ul>
代議員会・加入者への報告・周知事項	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運用の基本方針及び運用ガイドライン</li> <li>▶ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等)</li> <li>▶ 理事会における議事の状況</li> </ul>	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 左記に加えて、「運用受託機関の選任状況・評価結果、運用受託機関のリスク管理状況、運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告、基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報等」を追加</li> </ul>

## 3-2. 確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

### 今回開示された省令案およびガイドライン案等の概要(つづき)

#### 1. 原則、全てのDBが対象となる項目(つづき)

項目	現行	省令案およびガイドライン案等の概要
代議員会・加入者への報告・周知事項	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</li> <li>運用の基本方針の概要等</li> </ul>	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加えて資産運用委員会の議事概要を追加</li> <li>運用受託機関からのスチュワードシップ活動報告について、加入者等への周知に含めることが望ましい</li> <li>加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる</li> <li>確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中で当該確定給付企業年金の位置づけを解説することも考えられる</li> </ul>

#### 2. 総合型DB基金のみが対象となる項目

項目	現状	省令案およびガイドライン案等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	<p>(代議員の定数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定代議員の数は事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする</li> </ul> <p>(除外規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金の設立事業主の9割以上が所属する当該基金以外の組織体であって、次のいずれにも該当するものが存在する場合は、上記の定数規定は適用しない             <ol style="list-style-type: none"> <li>当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる</li> <li>基金における方針決定の手続きに先立って、当該組織体は、基金の運営方針(基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定している</li> <li>当該組織体は、基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定、定款等に定められ、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる</li> </ol> </li> </ul>
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるように配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加えて、選定代議員の選定の都度、すべての事業主により選定することとし、選定方法は、①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名、のいずれかを基本とし、①②を希望しない場合は、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものとする</li> </ul>

### 3-3. 確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する政省令案に関する意見募集について

- ・「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令案についての意見募集が開始
- ・「運用商品提供数上限、指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準、ポータビリティ拡充およびその他の改正項目」に関する政省令案など

三菱UFJ年金ニュースNo.448 (9/26)

#### ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う関係政省令案についての意見募集※2※3が開始されましたのでご案内します。
- 内容は、「運用商品提供数上限、指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準、ポータビリティ拡充およびその他の改正項目」に関する政省令案です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース\(No.410\) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案](#)  
[確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案](#)

※3 意見募集期限：平成29年10月21日

#### 今回開示された政省令案の概要

【施行日】平成30年5月1日(予定)

(確定拠出年金法施行令および施行規則の一部改正)

項目	法律の概要	政省令案の概要	省令案の概要
運用商品提供数の上限設定及び選定基準	運用商品の提供数は政令で定める数以下とする (注)施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用方法の提示数の上限を35本と定める</li> <li>・対象運用方法を区分する事項を規定(契約する相手方、種類、期間等で区分、細則は省令で規定)</li> <li>・運用方法の選定の基準として、自社株ファンド等を選定する場合はそれ以外の区分から3以上を選定すること</li> <li>・元本確保型商品を選定する場合はそれ以外の区分から2以上を選定すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象運用方法の区分に係る事項【預金】預入の相手方、種類及び預入期間</li> <li>【信託(ターゲットデートファンドを除く)】契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約期間</li> <li>【公社債投資信託】委託者及び運用の基本方針、国際標準化機構の規格</li> <li>【ターゲットデートファンド】契約の相手方及び資産運用の方針</li> <li>・加入者の選択を阻害しないようターゲットデートを複数設定すること (※ターゲットデートのみが異なるものは同一のものとする)</li> </ul>



### 3-3. 確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する政省令案に関する意見募集について

#### 今回開示された政省令案の概要(つづき)

項目	法律の概要	政省令案の概要	省令案の概要
指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化	<p>長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約承認基準として以下の規定を加える</li> <li>【企業型DC】運営管理機関等は事業主と労働組合等の協議結果を尊重すること</li> <li>【個人型DC】運営管理機関は連合会にあらかじめ指定運用方法及び選定理由を提示すること</li> <li>・指定運用方法の数及び種類、並びに特定期間及び猶予期間について、特定の者に不当に差別的取扱いを行わないことを規定</li> <li>・運営管理機関の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任が及ぶよう規定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定運用方法の選定基準について、長期的な観点から以下の要件を満たすこと</li> <li>✓ 経済事情の変動による損失の可能性について、加入者集団の属性に照らして許容される範囲内であること</li> <li>✓ 運用から見込まれる収益について、集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること</li> <li>✓ 損失の可能性が運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること</li> <li>✓ 手数料等の費用が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと</li> <li>・指定運用方法の選定基準を満たすことができるよう、運営管理機関は事業主に対し、必要な情報提供を求めることができ、事業主は必要な情報を提供しよう努めること</li> <li>・加入者等に係る原簿又は帳簿において指定運用方法等に係る内容を記録すること</li> </ul>
指定運用方法(デフォルト商品)の法令化及び指定運用方法等に係る情報提供	<p>デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知すること</li> <li>・加入者が選択を行わない場合、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知すること(選択を行わないまま一定期間経過した場合は、自動的にデフォルト商品を購入)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等への情報提供等の内容に、運用方法の全体構成に関する情報を追加</li> <li>・加入者等への情報提供等の内容に、指定運用方法による運用の場合、運用の指図の変更を行うことが可能であること及び加入者等本人が指図した場合と同様に運用の結果に係る責任を負う旨等を明記するよう規定</li> <li>・毎年の加入者等への通知の内容として、運用指図を行っていない個人別管理資産の額及び運用の指図が可能である旨を記載することを規定</li> </ul>

### 3-3. 確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する 政省令案に関する意見募集について

#### 今回開示された政省令案の概要(つづき)

項目	法律の概要	政省令案の概要	省令案の概要
ポータビリティの拡充	DCからDB等、他制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	<p>(DCから他制度に移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DCから他制度に資産を移換する場合、規約にその旨を規定</li> <li>企業型DCの資格を喪失又は企業型DCを終了する場合は、企業型DC加入者であった者に対して他制度への移換に関する説明を義務付け</li> <li>合併等に伴うDCから中退共への移換の申出は合併日から起算して原則1年を経過する日まで行うことができる</li> <li>個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得した場合、個人型DCの資産をDBに移換するときは、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失する</li> </ul> <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人型DC加入者が企業型DCの加入者資格を取得した場合、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、企業型DCの加入日に自動的に喪失する</li> <li>他の企業型DCに加入していた者が企業型DCの加入者となったとき、老齢給付金の年金受給権を有している場合は、資産を加入先の企業型DCに移換しない</li> <li>脱退一時金請求時に同時に企業型DCの資産を個人型DCに移換することを義務付け</li> </ul>	<p>(DCからDBへの移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DCからDBへ移換後、再度DCに移換した者は、申出により、DBに移換する前のDCの記録を通算させることができる</li> </ul> <p>(DC又はDBから中退共への移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法でいう「合併等」とは、事業再編により、1つの中小企業に2つの異なる退職給付制度が併存する場合を基本的な考え方として、合併、分割及び事業譲渡を実施する場合とする</li> </ul> <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産移換のタイミングを転職、就職時に限定しない</li> <li>企業型DCの資格喪失者について、資格喪失時点で個人型DCの資産を保持している場合には、企業型DCの資産を個人型DCの資産に合算する</li> </ul>

## 4. 退職給付会計関連

---

## 4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)

- 積立比率は75.4%と前年度比2.9ポイント上昇
- 割引率の平均は0.54%(前年度0.58%)
- 運用パフォーマンスの好調により数理計算上の差異(利益)が0.9兆円発生※(前年度は5.6兆円の損失)
- 退職給付費用※は前年度比10%超の増加

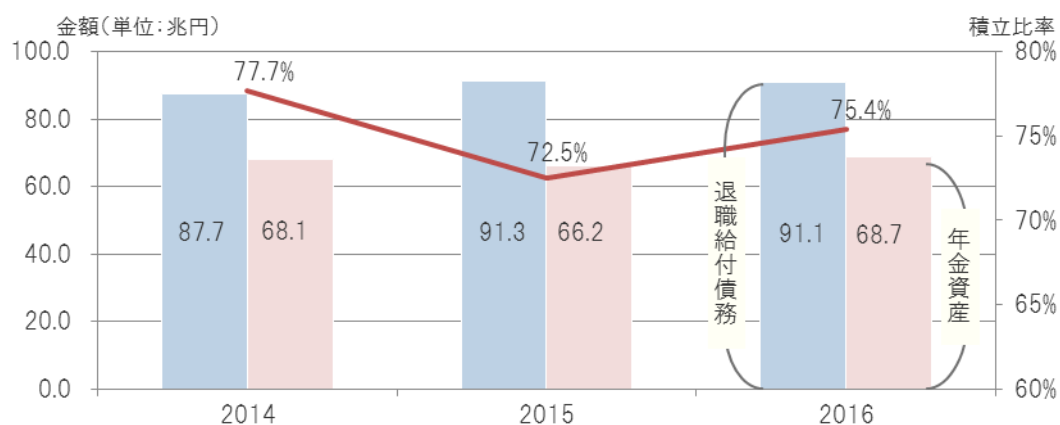
※ IFRS適用先91社を除いた集計

データ出所: 日本経済新聞デジタルメディア社のデータベース(日経NEEDSデータ)より弊社作成。以下同じ。

三菱UFJ年金ニュースNo.444 (8/17)

### 積立比率

- ✓ 積立比率(年金資産/退職給付債務)は75.4%となり、前年度(72.5%)比2.9ポイント改善しました。
- ✓ 退職給付債務が横ばいにとどまる一方、年金資産が増加(同3.8%増)したため、積立状況は好転しました。

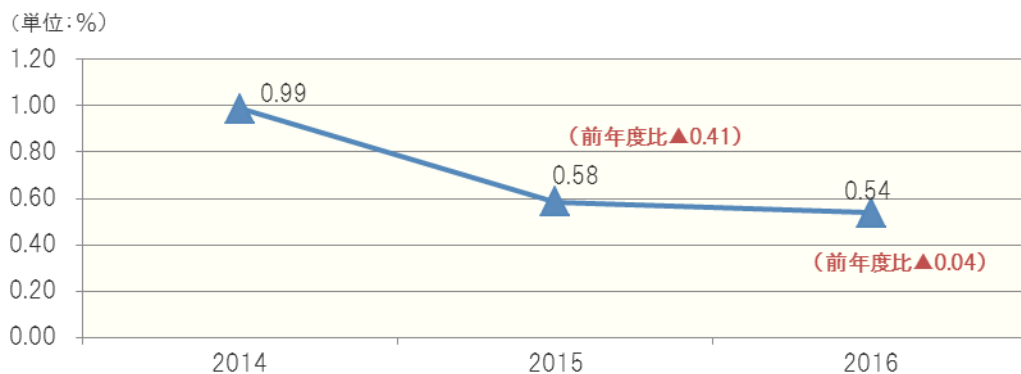


## 4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)

### 割引率の状況

割引率の開示のある企業(対象社数2,240社)

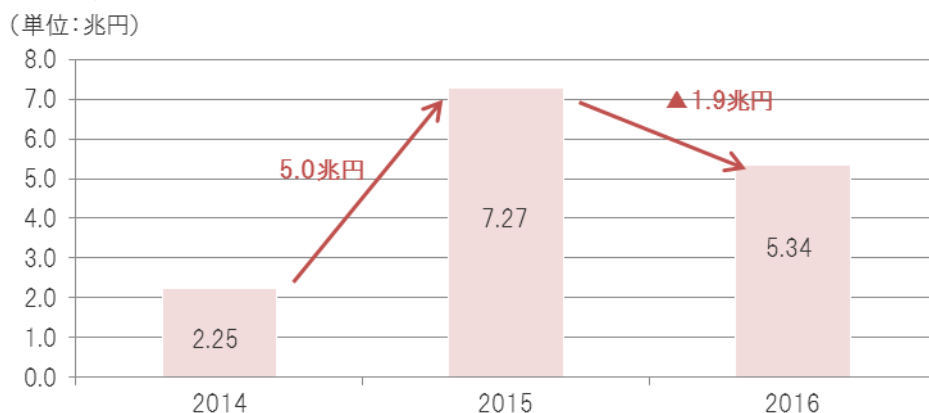
- ✓ 割引率(開示に幅がある場合は下限の率を集計)の平均は0.54%となりました。
- ✓ 前年度(0.58%)と比べると、0.04ポイントと小幅な低下となっています。
- ✓ なお、割引率をマイナスで設定した企業は13社、(前年度は33社)、0%は212社(同201社)、0%あるいはマイナスで設定した会社の合計は開示対象(2,240社)の10%でした。



### 未認識数理計算上の差異の状況

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,809社)

- ✓ 数理計算上の差異の発生額(0.9兆円)を要因別に見ると、退職給付債務で0.2兆円の損失、年金資産で1.0兆円の利益となっています。退職給付債務は割引率が若干低下したこと、年金資産は運用パフォーマンスが順調であったことが原因と思われます。
- ✓ 費用処理に伴う減少もあり、未認識数理計算上の差異の残高は前年度から1.9兆円減少(27%減)し、5.3兆円(損失)となりました。



		2015年度	2016年度	(単位:兆円)
期首残高		2.25	7.27	
期中の増減額	数理計上の差異の当期発生額	5.55	▲0.86	
	(A)退職給付債務からの発生額	3.50	0.18	
	(B)年金資産からの発生額	2.05	▲1.04	
	当期の費用処理額	▲0.53	▲1.01	
	その他の増減	▲0.01	▲0.06	
期末残高		7.27	5.34	

(注) 正の値が負債の増加(損失)、負の値が負債の減少(利益)を示しています

## 4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)

### 退職給付に係る調整累計額の状況

日本基準適用かつ連結決算実施企業  
(対象社数1,822社)

- ✓ 退職給付に係る調整累計額は1社平均8.2億円(損失)となり、自己資本に対する影響は平均▲0.5%となりました。

	2015年度		2016年度	
	合計(兆円)	1社平均(億円)	合計(兆円)	1社平均(億円)
退職給付に係る調整累計額(A)	▲ 2.5	▲ 13.7	▲ 1.5	▲ 8.2
自己資本(B)	267.5	1,468.3	280.4	1,539.0
(A)／(B)	▲ 0.9%		▲ 0.5%	

#### 【補足】

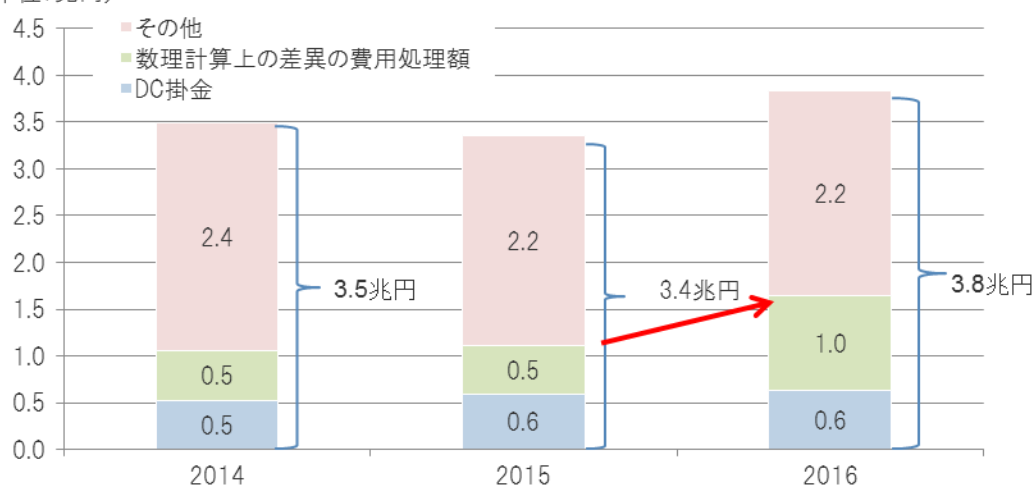
- ✓ 未認識項目は税効果を考慮の上、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上します。
- ✓ 自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けることになります。

### 退職給付費用

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,809社)

- ✓ 退職給付費用は3.8兆円と前年度に比べ10%超の増加となりました。
- ✓ 発生した数理計算上の差異は翌期から費用処理する企業が多く、前期に発生した数理計算上の差異の費用処理がスタートし、数理計算上の差異の費用処理が増加したことが原因です。

(単位:兆円)



(注1)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計

(注2)四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります

## 4-2. 年金費用、増益要因に

- 割引率の上昇、年金資産のパフォーマンス好調を受け、平成28年度の退職給付費用は減少の見込み

～以下、メールマガジン「年金費用、増益要因に(7/20)」転載～

7月20日の日本経済新聞17面(投資情報)に、「年金費用、増益要因に」という記事が掲載されました。割引率が若干ながら上昇したこと、年金資産のパフォーマンスが順調であったことなどで、東京ガスや日清食品ホールディングスなどでは今年度の退職給付費用が減少するという内容です。

退職給付費用は、勤務費用、利息費用と発生した数理計算上の差異等の償却費用等で構成されます。数理計算上の差異を翌年度から償却する企業では期首時点で当期の費用を把握できますし、外部の第三者も有価証券報告書に掲載される退職給付会計の注記を分析すれば当期の増減について傾向を掴むことができます。

今年度の費用の状況に大きく影響を及ぼすことになる前年度(平成28年度)の退職給付会計数値の状況については、8月頃に集計結果をまとめる予定ですが、全般的な傾向として退職給付費用が減少し、企業収益にプラスに働くことは間違いなさそうです。

もともと、退職給付費用については、IFRSと日本基準とで算出方法が異なりますし、日本基準でも会計処理方法の違いによって費用の増減動向に差が生じる可能性があります。例えば、割引率に関する重要性基準の適用の有無や数理計算上の差異等の処理年数の違いなどです。記事で紹介された東京ガスや日清食品ホールディングスは、選択した会計処理方法が今年度については費用をより大きく減少させることにつながったと考えられます。

割引率の重要性基準とは、割引率を変更しても退職給付債務の変動が10%以内にとどまる場合は割引率を見直さないことができるという規定です。割引率の平均が1%をかなり下回る現状では、多少の変動では割引率を見直さない企業も少なくないと考えられます。記事では、東京ガスは割引率を0.236%から0.389%へ引き上げたとあり、重要性基準は適用していないようです。

一方、数理計算上の差異等の処理年数は、平均残存勤務年数以内の一定期間で処理することが義務付けられており、最短の処理期間は1年です。記事のとおり東京ガス、日清食品ホールディングスはいずれも発生した翌年度に一括処理する方法を選択しています。翌年度に一括処理する会社は、増加あるいは減少いずれにせよ費用の増減に大きなインパクトを与えることになります。逆に数理計算上の差異の処理年数が長い企業は、影響度合いは緩和される傾向にあります。ちなみに、上場企業は6割の企業が10年以上で処理しており、処理年数の平均は9年となっています(平成27年度の実績値)。

## 4-3. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開 その3

- 負債の測定において用いるべき割引率に焦点を当て議論
- 年内の基準確定が目標

～以下、メールマガジン「ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開  
その3(8/9)」転載～

ASBJ(企業会計基準委員会)は、8月7日に退職給付専門委員会、9日に企業会計基準委員会(親委員会)を開催し、退職給付債務算定上の割引率についての議論を行いました。平成30年3月30日までに終了する年度について、時限的に2つの取扱い((A)利回りの下限を0とする方法、(B)マイナスの利回りをそのまま利用する方法)が認められていますが、恒久的な取扱いを決定することが議論の目的となっています。

これまでの議論であまり進捗が見られなかったこともあり、今回は負債の測定においてどのような割引率が用いられるべきかについて焦点を当てて再整理が行われました。具体的には、負債の現在価値は将来発生するキャッシュフローを超えるか超えないかという点です。前者であれば割引率はゼロが下限(A)であり、後者であればマイナス利回りで評価する(B)ということになります。ただ、この考え方に関しても委員間の意見は分かれています。

ASBJでは、平成30年3月末日の決算に間に合わせるため、年内にも基準を確定することを目標としています。一方で、意見募集期間を十分に確保するためには、速やかに公開草案の公表が必要と考えられます。このまま議論を続けても平行線を辿ることが予想されるため、2つの選択肢を認めるか、どちらかの方法に統一するか、次回の委員会で方向性が示される可能性が高いと思われます。



## 4-4. 企業年金債務、8年ぶり減

- 退職給付債務減少の主因は、給付額が勤務費用と利息費用を上回ったこと
- 定年延長による退職給付債務の増減は給付設計次第

～以下、メールマガジン「企業年金債務、8年ぶり減(8/22)」転載～

8月22日付の日本経済新聞1面に、「企業年金債務、8年ぶり減」という記事が掲載されています。長期金利の下げ止まりや定年延長など制度の変更が寄与したとしています。本件については、8月17日の三菱UFJ年金ニュースでも取り上げていますが、退職給付債務減少の要因等について補足的に解説します。

退職給付債務は、勤務費用と利息費用が増加要因、給付が減少要因であり、割引率の変動に伴う数理計算上の差異は増加要因にも減少要因にもなります。金利＝割引率の下げ止まりは増加抑制要因ではありますが、減少要因とはなりません。退職給付債務が減少したのは、それ以外の要因ということになります。

2014年度から開示されている退職給付債務の期首期末調整表で、期首から期末にかけての退職給付債務の増減の状況がわかります。2016年度は勤務費用＋利息費用より、給付額のほうが大きく、結果的に期末の退職給付債務の減少につながっています。実は、勤務費用＋利息費用より給付額が大きいという状態は、この調整表の開示が始まった2014年度以降継続しています。前2年間は割引率低下により、数理計算上の差異(債務の増加)が発生し退職給付債務が増加していましたが、割引率が低下しなければ退職給付債務は減少していたと考えられます。

定年延長と退職給付債務の関係については注意が必要です。給付額を変えずに単純に給付(開始)時期だけを延長後の定年時に変更するのであれば、給付までの期間、即ち割引期間が長くなるため退職給付債務は減少します。しかし、延長した期間の勤務を給付に反映させる制度変更を行う場合は退職給付債務は増加することもあります。また、旧定年で給付額を確定させ新定年までの期間中付利するケースでは、待期期間の付利率と割引率の関係で退職給付債務は増加する場合も減少する場合もあります。現在の金利水準で言えば、給付利率>割引率となる可能性が高く、その場合、退職給付債務は増加します。

現在の金利水準から考えると、退職給付債務が割引率低下によって増加する余地は極めて限定的といえます。加えて勤務費用と利息費用、給付額との関係でも当面退職給付債務が大幅に増加するとは思えません。退職給付会計導入以降、膨張を続けてきた退職給付債務ですが、その傾向は変化していると考えられます。

## 4-5. 財務戦略としての退職給付の積立(1)～積立不足の多くは退職一時金部分～

- 積立型制度は、ほぼフル積立の状況
- さらなる積立比率の改善には、退職一時金積立が必要

～以下、メールマガジン「財務戦略としての退職給付の積立て(1)～積立不足の多くは退職一時金部分～(9/19)」転載～

4～6月の法人企業統計調査で企業の現預金が過去最高になったことを受けて、9月7日の日経新聞(電子版)には「稼いだお金を投資や賃金に使いきれていない状況が浮かび上がった」としています。当面の業績好調が予想される中、資金の使い方が問われることになりそうです。その資金の使い方の1つに退職給付の積立があります。

2016年度における上場企業の積立比率(年金資産/退職給付債務)は75.4%となり、前年度に比べ3ポイント程度改善しました(一方で、9割近くの企業は依然として積立不足の状態となっています)。日本の場合、多くの企業が積立義務のない退職一時金を実施しているため、75%という積立比率はかなり高い水準と考えられます。事実、積立型制度だけで言えば、2016年度の積立比率は95.8%であり、ほぼフル積立と言ってよい状況となっています(積立型制度には退職給付信託を設定した退職一時金が含まれており、すべてが企業年金であるわけではありません)。

もちろん、個別にみれば積立型制度で積立不足を抱えている企業もありますが、上場企業全体で見れば、積立型制度の積立不足はほぼ解消されていると言えます。したがって、積立不足は積立義務のない退職一時金による部分が大きいと考えられます。このため企業年金と退職一時金を併用する企業では、貸借対照表の資産の部には企業年金の積立超過、負債の部には退職一時金の積立不足が両建てで計上されるというケースが珍しくありません。

退職一時金に関しては、積立義務がないのだから積立を行う必要がないと考える人は多いかもしれません。しかし、現状の会計基準では退職給付債務に対しては利息費用が計上されるため、退職給付債務は実質的な有利子負債であると言えます。利息費用の負担を軽減するためには、退職給付の積立を行い、期待運用収益の積増しを行っていくことが必要となります。特に資金余剰の状況においては、資金の効率的な活用という観点から退職給付の積立を行うことが効果的と考えられます。以下、3回に分けて、財務戦略としての退職給付の積立について考えてみたいと思います。

## 4-6. 財務戦略としての退職給付の積立(2)～積立不足解消に積極的でない背景～

- 退職給付の積立に積極的でない理由は、①緊急性の乏しい案件で資金の固定化を望まない、②効果の確実性や大きさへの不安、など

～以下、メールマガジン「財務戦略としての退職給付の積立て(2)～積立不足解消に積極的でない背景～(9/20)」転載～

企業年金には積立義務があり、財政検証に抵触すると掛金引上げを余儀なくされます。また、掛金が損金になるという税務上の優遇措置も存在するため、積立不足解消に前向きな企業が少ないわけではありません。一方、退職一時金には積立義務がなく、退職給付信託を活用して積立を行っても拠出金が損金になるという税務上の優遇もありません。退職給付の積立といっても、退職一時金の積立に関しては積極的にしようという企業は多くないと思います。

退職給付の積立に積極的でない理由はいくつか考えられます。まず、給付は将来のことであり、急いで積み立てる必要がないと考えることに加え、積立を行うことで資金を固定化したくないという思いもあると考えられます。退職給付の積立に資金を投入すると取り戻すことができないため、有望な投資案件があった場合に、資金の手当てで後手を踏んでしまうことを恐れているわけです。

また、効果の確実性や効果の大きさという点でも躊躇する可能性があります。借入金の返済であれば、確実に返済額×借入利率の利払いの減少が見込めます。退職給付の積立では、積立額×期待運用収益率の期待運用収益が見込めますが、数理計算上の差異の発生も懸念されます。一方、事業への投資は、年金資産の運用利回りより高い収益が期待できるはずですが、本来、高いリターンが期待できる事業のリスクは年金資産の運用リスクよりはるかに大きいはずですが、企業は日常的に行っている事業については特段のリスクを感じない(あるいはリスクの対応について自信を持っている)半面、年金資産運用のリスク管理には必ずしも自信を持っていないのかもしれない。

このように考えると、退職給付の積立に積極的に対応しないことには相応の理由があると言えそうです。ただし、現在の経済環境等を考えるとき、他の資金用途との比較論でなく、必要な対象に必要な額を投下すべきではないかと考えます。今回は、その理由について述べていきます。

## 4-7. 財務戦略としての退職給付の積立(3)～資金余剰下における資金の活用～

- 現状の資金調達、企業の財政状態を考慮すると、退職給付の積立は資金の有効な活用策のひとつ

～以下、メールマガジン「財務戦略としての退職給付の積立て(3)～資金余剰下における資金の活用～(9/21)」転載～

前回は、退職給付の積立は緊急性がないうえ、資金の固定化を招くため敬遠されがちだとしました。また、効果の確実性や運用リスク管理の困難さも積立を躊躇させている可能性があるとして指摘しました。しかし、こうした点は、資金調達の環境や企業の財政状態によって異なってくると考えられます。

資金調達に制約がある局面において、緊急性が乏しい案件の優先順位を下げたり、資金の固定化を回避したいというのは、極めて合理的な考えです。ただし、資金に余裕がある、あるいは資金調達が容易な状況であれば、緊急性はなくとも効果がある案件に資金を投下すべきです。また、そうした状況において手許流動性を厚くして、資金効率を引き下げることは得策とは言えません。要するに、営業活動で潤沢なキャッシュフローを確保でき、あるいは必要な場面では資金調達が可能である状況下では、必要な対象に必要な資金を投下することが望ましいということです。

ここ数年、企業業績が順調で、資金的には余裕が生じています。例えば、有利子負債より保有現金の方が多く実質無借金企業は上場企業の過半を超えたとされており、有利子負債の圧縮をさらに進めていく状況ではなくなりつつあります。もちろん、成長のためには、豊富な資金を積極的に投資に活用していくことは重要です。ただ、投資はあくまで成長のための手段ですから、資金余剰の解消を目的として投資するのでは本末転倒です。

余剰資金の活用策として、配当金の支払や自社株買いなど株主に還元する道もありますが、退職給付の積立を行い、実質的な有利子負債を解消するという方法もあります。実質無借金企業は半数を超えた状況下で、9割近くの企業は退職給付の積立不足がある状況ですから、積立不足解消は有効な方法と言えます。また、企業の資産を従業員に還元することにもつながります。

退職給付の積立を行う場合、企業年金制度への掛金拠出(退職一時金の企業年金への移行を含む)と退職給付信託の設定という2つの方法があります。今回は2つの積立方法のメリットを考え、特に退職一時金を対象に積み立てることが可能な退職給付信託についてご紹介します。

## 4-8. 財務戦略としての退職給付の積立(4)～退職給付信託による積立～

- 退職給付信託の設定により、退職一時金部分の積立不足解消が可能
- 余剰資金の有効活用策として、退職一時金の積立は効果的

～以下、メールマガジン「財務戦略としての退職給付の積立(4)～退職給付信託による積立～(9/22)」転載～

退職給付の積立には、企業年金への掛金拠出(退職一時金の企業年金への移行を含む)と退職給付信託という2つの手法が考えられます。前者は、予定利率引下げやリスク対応掛金などで掛金の引上げを図るもので、掛金拠出を行うメリットとしては税制メリット(掛金の損金算入)や年金財政の安定化が挙げられます。

一方、退職給付信託は、税制メリットこそありませんが、もともと会計上の積立不足解消のために開発されたスキームであるため、会計基準への対応という点では有効性や親和性が高いと言えます。例えば、退職給付債務に不足する額の範囲内であれば、設定金額、時期ともに自由に設定が可能です。また、積立超過となった場合に、超過額を事業主に返還することも可能です。特に、退職一時金を対象として積み立てる方法は、退職給付信託しかなく、積立不足が退職一時金部分であるケースでは必然的に退職給付信託による積立が選択されることとなります。

退職給付信託というと、持合株式を拠出するというイメージを持たれる方が多いかもしれませんが、余剰資金が活用できるものとして、金銭を拠出して当該金銭を様々な方法で運用するスキームがあります。弊社では、こうした運用タイプの退職給付信託で5,000億円規模の受託実績があります。

日本では積立金を持たない退職一時金が定着しています。労使の信頼関係に基づくこの制度を否定するつもりはありませんが、そもそも退職給付制度は、給付が行われて初めて目的が達成されるわけです。その給付を行うための原資を保有しない制度に問題がないとは言えません。また、退職一時金が広く利用されたのは、退職給付引当金制度という税制優遇が存在し、かつ高度成長期の資金需給逼迫局面にあつては減価償却費と同じく費用を計上しても資金が流出しない自己金融の手段であつたことが大きいと考えます。税制優遇が廃止され、資金調達環境も大きく変わった今、社内で資金を留保する意義は薄れていると言えます。企業年金に対する積立も重要ですが、退職一時金に対する積立に関しても前向きに取り組むことが期待されます。

## 5. その他

---

## 5-1. 個人型DC(iDeCo)の加入者数の増加について

- 個人型DCの加入者数が急増し、今年5月末時点で50万人を突破
- 今年1月のDC法改正により加入対象範囲が拡大したことが影響

～以下、メールマガジン「個人型DC(iDeCo)の加入者数の増加について(7/7)」転載～

厚生労働省が今年5月末時点の個人型DCの加入者数を公表しました(※1)ので、ご案内いたします。個人型DCの加入者数は今年に入り急増、5月末時点で51万7,093人に達しました。平成28年12月末時点の加入者数(約31万人)から、5ヵ月で7割程度(約20万人)増加しました。個人型DCの加入者が20万人を超えるまで制度発足後約13年かかりましたが、今年に入ってわずか5ヵ月で同水準増加したことになります(※2)。

加入者数急増の背景には、今年1月のDC法改正により、個人型DCの適用範囲が大幅に拡大され、企業年金がある会社員や公務員、主婦等が新たに加入対象者となったことがあり、今後も加入者数は増加傾向が続くと思われまます。

なお、直近のDC法改正の動向として、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」(※3)が6月30日に開催された第19回社会保障審議会企業年金部会に報告・了承され、今後、企業型DC、個人型DCの運用商品提供数の上限を35本とするなどの政省令の整備が進められます。

<ご参考>

※1 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」平成29年5月31日現在

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html>

※2「個人型DCの加入者数の推移」

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/290710dc.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/290710dc.pdf)

(一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい)

※3「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166816.html>

## 5-2. 厚生労働省「無期転換ルール取組促進キャンペーン」始まる

- 無期転換ルールは、平成30年4月1日より本格実施
- 人事制度の見直しや、就業規則の整備等の事前準備の推進が目的

～以下、メールマガジン「厚生労働省「無期転換ルール取組促進キャンペーン」始まる(9/1)」転載～

「働き方改革」が進められる中、本日から厚生労働省による無期転換ルールの周知や導入促進に関する「無期転換ルール取組キャンペーン」が開始されました。有期労働契約者の無期転換に伴い、人事制度の見直しや企業年金制度への加入可否の検討が必要となる場合があります。

無期転換ルールについては、平成25年4月に施行された「労働契約の一部を改正する法律」により、平成30年4月1日から有期労働契約の無期労働契約への転換が本格実施されます。本格実施まで残り半年となり、企業での無期転換に関する人事制度の検討や就業規則等諸規定の整備などの事前準備を推進しようとするものです。

有期契約労働者を雇用している場合には、平成30年4月1日までに事前の十分な検討と準備が必要となります。

<厚生労働省報道発表> <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175863.html>

### 【キャンペーンの概要】

1. 実施期間：平成29年9月1日～10月31日までの2カ月間

2. 主な内容

(1) 事業主団体などに対する周知・啓発への協力要請

事業主団体、業界団体などに対し、無期転換ルールについて、会員企業等への周知・啓発を行うよう要請。また、地方公共団体や社会保険労務士会などの関係団体に対し、無期転換ルールの周知についての協力を要請。

(2) 都道府県労働局における特別相談窓口の設置

都道府県労働局に「無期転換ルール特別相談窓口」を設置し、無期転換ルールの概要や導入に関する相談を実施。

(3) リーフレットの作成・配布、インターネット等による周知

キャンペーン専用リーフレットを都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークや事業主団体などを通じて配布。「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」やSNSなどを活用した周知を実施。

### 【無期転換ルールとは】

・平成25年4月1日以降に開始した同一の利用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に、有期労働契約が終了した翌日に無期転換申込権が発生し、有期労働契約者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は承諾したものと見なされ、無期労働契約がその時点で成立します。なお、申込みをするかどうかは労働者の自由です。

・無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間等)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります(別段の定めをすることにより、変更可能です)。

<ご参考> 厚生労働省「有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/0000138213.pdf>



## 6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成29年7月～平成29年9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成29年 6月	第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について		○		
平成29年 7月	個人型DC(iDeCo)の加入者数の増加について		○		
	厚年本体の平成28年度運用実績(弊社推計値)について②	(○)	(○)		
	DB年金の平成29年3月決算積立状況等		○		
平成29年 8月	年金費用、増益要因に			○	
	ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開その3			○	
	平成28年度の厚年本体利回りは5.47%	(○)	(○)		
	上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2016年度)			○	
	企業年金債務、8年ぶり減			○	
平成29年 9月	平成28年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:5.47%(告示改正)	○	○		
	厚生労働省「無期転換ルール取組促進キャンペーン」始まる				○
	財務戦略としての退職給付の積立(1)～積立不足の多くは退職一時金部分～			○	
	財務戦略としての退職給付の積立(2)～積立不足解消に積極的でない背景～			○	
	財務戦略としての退職給付の積立(3)～資金余剰下における資金の活用～			○	
	財務戦略としての退職給付の積立(4)～退職給付信託による積立～			○	
	平成29年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年14.93%(告示改正)		○		
	確定給付企業年金法施行規則および資産運用ガイドライン等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について		○		
確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する政省令案に関する意見募集について		○			

※ ( )は本資料に未掲載のニュースです。

- 
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
  - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
  - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
  - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
当社営業担当者へご照会ください  
(受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日除く))